

奨学金貸与規程

医療法人豊田会

刈谷豊田総合病院

第1条 この規程は、刈谷豊田総合病院（以下『病院』という。）への就職を希望し、次の第2条に該当する者に対し、奨学金の貸与を行うための事項を定める。

第2条 この規程により奨学金の貸与を受けることができる者は次の通りとする。

- (1) 看護大学へ進学し、病院へ就職を希望する者で別に定める予備選考に合格し、病院長が適当と認めた者。
- (2) 大学を卒業後、病院へ就職した後、一定期間以上服務できる予定の者。但し、大学を卒業後、助産師免許取得のため大学院もしくは専門学校へ進学する者については期間を延長することを認める。
- (3) 上記の他、病院長が特に必要と認めたもの。

第3条 この規程による貸与金額、並びに貸与期間、服務期間は下表の定めるところによる。

貸与金額	貸与期間	服務期間
月額 50,000円	4年	4年
	3年	3年
	2年	2年
	1年	1年

第4条 この規程により奨学金の貸与を受けようとする者は、返済能力を有する保証人を2人選定しなければならない。

保証人は奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第5条 この規程による奨学金には利息をつけない。

第6条 奨学金貸与契約を結び、奨学金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その契約を解除し、その貸与額を病院に返還するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 留年したとき。

- (3) 学業成績等が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 助産師・看護師採用試験に不合格になったとき。

第7条 奨学金の貸与を受けている者が休学した、又は停学の処分を受けたときは、休学した、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。

第8条 奨学金の貸与を受けた者が卒業し、病院へ就職後、第3条に定める期間服務した場合は、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

第9条 奨学金の貸与を受けた者が、第3条に定める期間の全部又はその一部を服務できなかった場合は、前条の利益を失い、退職時、又は就職が不能となった時に、その借受金額を下表に定める割合で、遅滞なく病院へ返還しなければならない。

卒後服務 期間 債務 変換 割合 貸与 期間	卒後服務期間								
	0ヶ月 以上	6ヶ月 以上	1年 以上	1年 6ヶ月 以上	2年 以上	2年 6ヶ月 以上	3年 以上	3年 6ヶ月 以上	4年 以上
	6ヶ月 未満	1年 未満	1年 6ヶ月 未満	2年 未満	2年 6ヶ月 未満	3年 未満	3年 6ヶ月 未満	4年 未満	
4年間	100	90	80	70	60	50	40	30	0
3年間	100	90	80	70	60	50	0		
2年間	100	90	80	70	0				
1年間	100	90	0						

第10条 この規程により、貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて病院長へ提出しなければならない。

1. 奨学金貸与申請書
2. 保証書
3. 保証人の所得税納税証明書又は勤務先の所得税源泉徴収票
4. 保証人の印鑑証明書
5. 奨学金振込口座届

第11条 奨学金を貸与する者は、前条の提出書類及び別に定める『奨学金貸与選考基準』により審査を行うものとする。

第12条 前条により貸与の決定を受けた者は、奨学金貸与契約書2通を作成し、その1通を病院、他の1通を貸与を受ける者が所持するものとする。

第13条 奨学金は当月分を当月15日(休日及び土曜日の場合はその前日)に支払うものとする。

